

CARDIONET, LLC v. INFOBIONIC, INC. 事件、上訴番号2019-1149(CAFC、2020年4月17日)。Dyk裁判官、Plager裁判官、Stoll裁判官による審理。マサチューセッツ州地区地方裁判所(Talwani裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

CardioNet社は、心房細動と心房粗動を検出して他のタイプの不整脈と区別する心臓モニタリングシステムに関する特許を侵害しているとして、InfoBionic社を提訴した。クレームに記載のシステムでは、心臓の電気信号を検出および測定するために従来の技術の使用が必要とされ、測定された信号は、患者の心拍数の心拍間のタイミングの変動を決定するために使用される。特に、心室収縮の間に形成されたRからRまでの間隔(すなわち、図2のQRS群215、220、225)の変動を決定するため、該システムは心電図を分析する。このようにして、該システムは患者が心房変動を体験しているか否かを判断し、心房変動が発生していると判断された際にスタッフにアラートを出す。

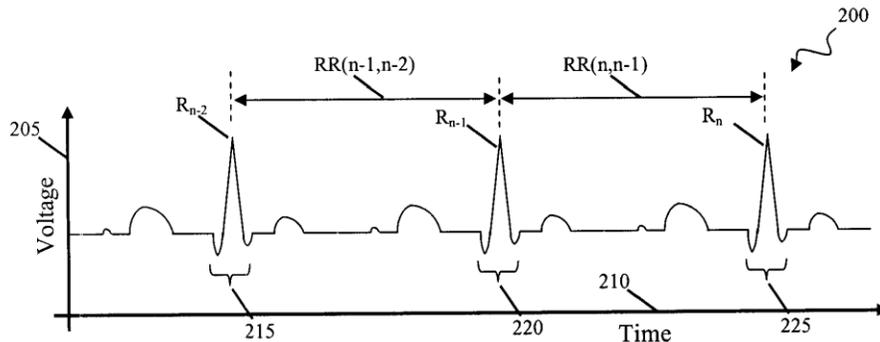


FIG. 2

InfoBionic社は、特許が35 U.S.C. §101に基づき特許適格性のない主題に関するものであったため、救済が認められる可能性があった主張を記載しなかった(failure to state a claim)として本件却下を求める申し立てを提出した。地方裁判所は、InfoBionic社に同意し、クレームが抽象概念に関するものであるため、特許適格性のある主題を構成していないとして、本件を却下した。

争点/判決:

地方裁判所は、クレームが特許適格性のある主題に関するものではないとしたことにより誤りをなしたか。然り、原判決は取り消され、差し戻しとなった。

審理内容:

CAFCは、地方裁判所の判決を覆し、クレームは抽象概念に関するものではなく、心臓モニタリング技術の特許適格性のある向上に関するものであるとした。CAFCは、このような判断をなす際に、クレームの文言を検討し、「医師がどのようにして精神的または手動により[主張クレームの1つにより必要とされるように]「ロジック」を使用して、「心拍から心拍への間隔の非線形関数を使用して[心拍から心拍へのタイミングで]変動の関連性を特定できる」かを理解するのは困難である」とした。さらに、CAFCは、従来の解決策と比較して、クレームに記載の発明のメリットを説明する明細書における記述を検討した。例えば、この説明によると、偽陽性もしくは偽陰性等の誤検出の可能性を減少させ、検出結果の信頼性を向上させた(increased clinical significance)。さらに、CAFCは、明細書における記述も記録も全体として、医師が心房細動または心房粗動を診断する際にクレームに記載のテクニックを実施したという主張をサポートしていないと言及した。CAFCは、これらの事実認定に基づき、クレームに記載のシステムが§101に遵守しているとした。